

議案第 28 号

橋本市営自転車等駐輪場設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市営自転車等駐輪場設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 27 年 11 月 30 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市営自転車等駐輪場設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市営自転車等駐輪場設置及び管理条例(平成 18 年橋本市条例第 33 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(有料駐輪場の供用時間) 第 6 条 有料駐輪場の供用日は、通年とし、供用時間は、24 時間とする。 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、供用日及び供用時間を変更することができる。 第 7 条 削除 (行為の禁止) 第 8 条 駐輪場においては、次に掲げる行為をしてはならない。 (1) 駐輪場敷地内の施設(植物等を含む。)を損傷し、汚損し、又は形状を変更すること。 (2) 火気を使用し、騒音を発し、又はごみその他の廃棄物を捨てること。 (3) 営利を目的とした貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告を表示すること並びに行うこと。 (4) 指定された場所以外の場所に自転車等を乗り入れ、又は止めておくこと。 (5) 自転車等を定められた一定の期間以上駐車し、又は放置すること。 (6) 駐輪場をその用途以外に使用すること。 (7) その他公衆の利用に支障のある行為をすること。 別表(第 12 条、第 17 条関係) 備考 1 この表において、「1 日」とは午前 0 時から午後 12 時までをいう。	(有料駐輪場の休業日) 第 6 条 有料駐輪場の休業日は、12 月 31 日から翌年の 1 月 3 日までとする。 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、同項に規定する休業日を変更し、又は別に休業日を定めることができる。 (有料駐輪場の利用時間) 第 7 条 有料駐輪場の利用時間(以下「利用時間」という。)は、午前 6 時 30 分から午後 10 時までとする。 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、同項に規定する利用時間を変更することができる。 (行為の禁止) 第 8 条 駐輪場においては、次に掲げる行為をしてはならない。 (1) 駐輪場内の施設を損傷し、又は汚損すること。 (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。 (3) 土地の形質を変更すること、又は土石類を採取すること。 (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。 (5) 貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告を表示すること。 (6) ごみその他の汚物を捨てること。 (7) 指定された場所以外の場所に自転車等を乗り入れ、又は止めておくこと。 (8) 野営をすること。 (9) 営利を目的とした行為をすること。 (10) 駐輪場をその用途以外に使用すること。 (11) その他公衆の利用に支障のある行為をすること。 別表(第 12 条、第 17 条関係) 備考 1 この表において、「1 日」とは午前 6 時 30 分から午後 10 時までをいう。

附 則

この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。